

低入札調査基準価格を下回った入札に関わる指名差し控え措置の基準

平成24年4月1日
改正 平成25年4月1日
改正 平成26年4月1日

この基準は、適正な施工を確保する観点から、ダンピング受注の排除を図るため、低入札調査基準価格を下回る価格による入札（以下「低入札」という）があった場合の措置について定めるものとする。

1 措置の概要

低入札があった場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 低入札をした者（低入札価格調査を経て落札した者及び失格した者を除く。）に対しては、指名差し控えの警告通知（様式－1）を発する。この場合において、警告の有効期間は2月間とする。
- (2) 低入札価格調査を経て落札した者及び失格した者並びに前号の警告期間内に再度低入札をした者に対しては、指名差し控え通知書（様式－2）により入札参加制限をする旨を通知するものとする。この場合において、指名差し控えの期間は2月間とする。
- (3) J Vの場合は、構成員全員を対象とする。
- (4) 警告通知及び指名差し控え措置は月末毎に該当者を取りまとめ、原則として、翌月の1日付け（1日が市の休日にあたる場合は、市の休日の翌日）で、別紙様式に基づき対象業者に通知し、関係各課に周知する。
- (5) 低入札が頻繁に行われた場合（1ヶ月の間に繰り返された場合をいう。）については、指名差し控えの期間を延長（1件増える毎に2月を加算）して行う。
- (6) 上記の取り組みは契約検査課が所掌し、必要に応じ関係各課の協力を得るものとする。

2 適用除外

1の規定にかかわらず、やむを得ない特段の事情があるときは、指名差し控え期間を短縮し、又は指名差し控えを行わないことができるものとする。

3 契約に関する措置

低入札価格調査を経て落札した業者と契約する場合は、次の措置を講ずるものとする

- (1) 履行保証割合（契約の保証の額）を10分の3以上とすることとし、工事請負契約書に添付する契約事項第4条第2項及び第4項並びに第45条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替える。
- (2) 前払金支払割合を10分の2とすることとし、工事請負契約書に添付する契約事項第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に読み替える。
- (4) 監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任配置が義務づけられている工事については、当該工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く。）を満たす技術者（以下「補助技術者」という。）1名を、監理技術者等とは別に専任で配置しなければならない。

4 実施時期

平成24年4月1日以降に入札公告を行う工事について実施する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

第 年 月 日

様

由利本荘市長

低入札に対する指名差し控え措置の警告について（通知）

あなたは、下記の工事において、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った価格で入札をしました。

このため、低入札調査基準価格を下回った入札に関わる指名差し控え措置の基準（平成24年4月1日施行）の規定により、次の期間を指名差し控えの警告期間とします。なお、警告期間内に再度、低入札を行った場合は指名差し控え措置を講じることとしますので留意してください。

1 低入札をした工事

〇〇〇〇工事（工事番号）

2 指名差し控えの警告期間

年 月 日から 年 月 日まで

第 年 月 号

様

由利本荘市長

低入札に対する指名差し控え措置について（通知）

あなたは、下記の工事において、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った価格で入札をしました。
このため、低入札調査基準価格を下回った入札に関わる指名差し控え措置の基準（平成24年4月1日施行）の規定により、次のとおり指名を差し控えることとします。

1 低入札をした工事

〇〇〇〇工事（工事番号）

2 指名差し控えの措置期間

年 月 日から 年 月 日まで